〈論　文〉

配偶者選択の歴史社会学のための文献研究（1）

——明治から戦前までの家族に関する諸研究の考察——

桑　原　桃　音

1　問題設定

本稿は，配偶者選択の歴史社会学的研究のために，明治から戦前までの家族に関する諸研究を整理し，その研究の理論的背景に留意しながら，当時の家族形態とその心性について明らかにしようとするものである。

「近代日本において，明治期に恋愛結婚の理念が輸入されたものの戦前は見合い結婚が中心であり，戦後の民主化によって恋愛結婚が中心となっていった」——社会学の概説書や辞書において，近代以降の配偶者選択の歴史はおおむねこのように記されている(1)。

しかし，近代日本における配偶者選択のあり方の変遷は，そのように単純なものだったのか。配偶者はいかにして決定されてきたのか，それを動機づけるものはいかなるものなのか。そもそも，恋愛結婚は近代的・現代的結婚，見合い結婚は伝統的結婚とみなすことができるのか。また，この「恋愛／見合い」という二項対立だけで配偶者選択の歴史を読み解くことができるのだろうか。

「配偶者選択」という語は，個人が自由に自分の配偶者を選ぶという意味で受け取られるかもしれない。しかし，望月嵩が指摘しているように，いかなる社会においても配偶者選択はなんらかの形で社会的文化的制約を受けている。理念的に，個人は自由に配偶者を決定できると考えられている社会でも，実際にはその属する組織に規定されている（望月 1972 : 37–8）。あるいは社会的文化的に醸成される心性の影響のなかで配偶者を選択している。おうおうにして配偶者は同じ学歴，同じ会社であるという同類婚であり，親や後見人の承諾，あるいは法律手続きがあってはじめて配偶者として認められる。また，現代日本社会のように，恋愛結婚が一般化すると，恋愛以外で配偶者選択をすることが周辺化され否定的に受けとめられる。「恋愛」が配偶者選択の正常で望ましい心性として位置づけられているともいえる。本稿では配偶者選択の語を，親など，本人以外による選択，社会的文化的に水路づけられた選択を含め広義に解釈していく。

「配偶者選択の歴史社会学のための文献研究」は本稿と次稿との二稿で構成され，明治から戦前までの配偶者選択に関係するこれまでの社会学的諸研究を検討する。そうすることで，配偶者選択に関する歴史社会学的な研究の問題点をあぶりだす。

前半にあたる本稿では，「家」と家族についての研究を概観する。なぜなら，配偶者選択が個人と共同体，「家」，「家族」などの組織の問題と密接に関連していたこと，そして，婚姻が共同体，「家」，「家族」の再編と不可分であることから，配偶者選択の変遷を考察するにあたり，家族の位置づけの議論を概観し，整理することは重要だからである。

明治から戦前の家族形態は伝統的な「家」なのか，近代的な「家族」，あるいは「家庭」なのか，「家」は近世から連続する伝統的なものか，近代国家によって創られた「伝統」なのか，伝統性と近代性とがどのように複合していたのかなど，家族形態とそれを支える心性をめぐってはさまざまな議論が繰り広げられてきた。本稿では，明治から戦前までの日本の家族形態とその心性についての研究を整理していくために，以下の順序で進め

られる(2)。明治から戦前までの家族形態と心性について，2節ではその伝統性，前近代性に，3節ではその近代性に注目する研究を概観する。4節では伝統性と近代性の複合性に注目する研究を概観し，さらに家族の伝統性に関する研究にみられる複合性と，家族国家観の研究における複合性ついて述べる。最後に当時の家族形態とその心性についてまとめる。

本稿と次稿により，明治から戦前までの配偶者選択に関する筆者の歴史社会学研究を，これまでの諸研究との関係のなかに明確に位置づけることになる。

2　伝統性と前近代性に注目する諸研究

明治から戦前までの家族形態を伝統的であるととらえる議論は，それが近世から連続した「家」や家族制度であったとし，戦後の民主化までその形態が保たれていたとする。言いかえれば，明治から戦前までの家族形態は「封建遺制」的家族制度，あるいは前近代的な「家」であるとする立場である。

川島武宜は，明治から戦前までの家族を近世から連続する伝統的な制度によって規定された「家族制度」ととらえる。そして，戦後の家族を民主的な夫婦・親子関係からなる近代的なものだととらえていた。彼は戦前の日本の家族制度には二つの類型があるとする。その二類型とは，儒教的家族倫理を教説とする「武士階級的家族制度」と，農漁民や都市の小市民の「民衆の家族制度（傍点は川島）」である。そして，この二つの類型の原理は相互に異なっているが，「民主主義的な，すなわち『近代的な原理』と比較すると『前近代的な』ものであることは共通している」（川島［1946］2000：4–5）とする。川島にとって「近代的な家族原理」とは，「人が自らの行動について自主的に判断し決定すること」と，「人間人格の相互的な尊重」という民主的な社会関係の特質を持つものである（*ibid.*：7）。

川島によれば，一方の武士的階級家族制度には「孝」や「貞」といった親子や夫婦関係の「忠実」な関係があり，他方の民衆の家族制度には「人情的情緒的性質」のある「『たがいにむつみあう』横の協同関係」がある。ただし，この二つの関係は，いずれも「権威」や「権力」によって「秩序」が保たれていることから，「非近代的＝非民主的社会関係」（*ibid.*：6–16）なのである。つまり，外部的強制という側面を持つこの二類型の家族制度は「非近代的」家族制度であり，個人の自主性を尊重し，親子や夫婦の関係が「自発的内面的な人間精神」によって結びつく家族が「近代的な」家族とされる。

彼は戦後の民主化イデオロギーから逆照射して，明治から戦前までの家族形態を，非欧米的，非「民主主義的」，したがって「非近代的」家族と位置づける。ただ，彼の議論で留意すべきは，夫婦と親子の民主的な情緒の結びつきが理想化され，その理想を際立たせるために，権威主義的で「伝統」的な側面と，民主主義的で「近代」的な側面が単線的な発展段階として，あるいは並存しえない側面として切り離されて理解されていることである。

しばしば指摘されるように，川島に代表されるこのような立場は，戦前の日本では軍国主義や封建遺制によって民主化・近代化が阻害されていたとし，この反省から戦後の家族形態の民主化・近代化をめざそうとする姿勢のあらわれであった（正岡 1989：82，牟田 1996 a：30；1999：132；平井 2009：11）。その姿勢から，「近代化」と相容れない「家」の伝統的な形態が逆照射されていたのである。

また，民俗学や農村社会学の系譜に連なる，「家」と親族組織についての社会学的研究をおこなった戸田貞三，鈴木榮太郎，有賀喜左衛門，戸田を継承した喜多野清一らも，川島と同様に明治から戦前までの家族を伝統家族と位置づける。彼らは，それぞれの「家」や「家族」について論点の相違があるものの，明治から戦前までの家族形態は伝統的な「家」制度にもとづいていたとみなしている(3)。

戸田は，当時の家族を，家の存続，永続化を重視する家長的家族と位置づける。そして，家の永続化の促進のために家長があり，一家全体の統率のために必要な支配的な力が家長に認められていたとする(4)（戸田［1944］1990：137–41）。

鈴木は「家族」と「家」を峻別して考え，「家族は現存する個人等の横の結合であるが，家はむしろ世代間の関係であり，厳密に言えば家は一つの精神である」とみなしている（鈴木［1930］1990：160］）。彼は，「家族」は欧米都市の夫婦家族に代表され，「家」は日本農村の直系家族に代表されると論じている（*ibid.*：162–3）。一方の「家族」は夫婦とその子どもの間に一定の行動規範があるものの，「家族」の結束は個人対個人の社会生活原理からおこる。この結束が目標であるため，夫婦やその子ども間の倫理の形成に，個人の幸福が究極の指標となっている。もう一方の「家」は，祖先や子孫との間の統一的な関係によって成立し，家長によって家の精神が体現される。「家」の維持発展を目標とするため，個人の生活はむしろ「家」のための手段である。（*ibid.*：148–78）。

「家」の定義に関しては，戸田への有賀の批判，その有賀の批判に対する喜多野の反論という形で，論争がなされていた。しかし，牟田が指摘するように，有賀も喜多野も明治から敗戦までの家族が，「家」制度に規定された伝統的な形態であったことを前提としている（牟田 1996 a：13）。有賀は，「家」を非血縁者も含む経営体だとみなし，「家」の特質をその成員の生活保障だとし，そのために家業と家産を維持することが重視されていたとする（有賀［1965］1971：39）。敗戦前の家族形態であるこの「家」が，敗戦以降には大きな変化の局面を迎えたと，有賀は主張した（有賀［1960］1970：49–50）。喜多野は「家」を近親者の全人格的融合によって結ばれる小家族だとみなす。彼は日本の家父長制的伝統の家族が「家」であり，近代化された夫婦結合中心の生活原則を持つ家族が「近代家族」であるとした。そして，この「近代家族」は戦後の日本にようやく形成されつつあるとした（喜多野［1965］1976：13）。

本節でみてきたような，1930 年代から 1960 年代の諸研究では，明治から戦前までの家族形態が，前近代から連続した伝統的な「家」，家族制度だとみなされていた。論者間で「家」の定位や特質についての議論は異なるものの，共通する前提として，「家」は家系，家業・家産を維持，永続化すること，それを統制する家長を尊重することを重視するものだとしている(5)。そして，伝統的家族形態を支える心性とは，川島によれば庶民では「人情的情緒的性質」，武士では儒教的家族倫理に裏打ちされる「孝」や「貞」であり，庶民の「家」を議論する諸研究によれば，鈴木の表現を借りれば，「家の精神」であった。この「家の精神」とは，家系，家業，家産を維持，永続化しなければならないという心性であった。

3　近代性に注目する諸研究

以上のような議論とは対照的に明治から戦前までの家族形態が近代性を包摂していたことを強調する議論がある。これらの議論は二つのタイプに分けられる。第一のタイプは，「家」が近代的な明治民法や学校教育によって，国民に広められたものであるという議論である。つまり，明治政府によって規定された法や社会規範をとおして形成された点で，「家」を近代的な家族形態に位置づけるのがこの議論の特徴である。近代以降の「家」が明治政府によって創造的につくられたものだとするこの議論には，法制やイデオロギーとしての「家」論の立場から論じる川島武宜（1957），近代家父長制批判の立場から論じる上野千鶴子（1994）などがある。川島（［1946］2000）は民主化による啓蒙の必要性を主張するために庶民層と武士層の家族制度を前近代性であると位置づけたが，その後川島（1957）では，法律や教育関係の資料を分析し，近代国家がイデオロギーとしての「家」を創造した点が焦点化された。

第二のタイプは，明治にすでに，西欧近代的な家族のあり方である「家庭（ホーム）」が理想化され，一部の階層において現実化されていたという牟田和恵（1996 a）や小山静子（1999）に代表される議論である。1980 年代半ば以降に登場した，明治以降の家族に近代的要素をみいだした議論は，おもに欧米の心性史的家族史研究，歴史人口学，フェミニズムの影響を受けている（牟田 1996 a：31–3；中里 2001：65，71–6；岡本 2009：4–5；平井 2009：12）。

前節において，戦前までの家族形態を前近代的＝伝統的とした論者としてとりあげた川島が，

「家」の近代性を主張する論者という側面をもつと判断できるのは以下のような彼の議論による。川島（1957）は，明治政府の権力を支える地盤として「武士階級的家族制度」が存在し（川島1957：32），明治政府が「封建的」で「儒教的な家族道徳にもとづく家父長制」を法や教育などに組み込んだとみなした（*ibid.*：4–5）。

具体的には法制度，修身教科書を分析して，「忠孝」と「恩」の思想の国民への浸透をおしすすめたことを検証した。川島によれば「忠孝」と「恩」の思想が，儒教的道徳による家族観にもとづきながらも，近代的な家族国家観の形成のためのイデオロギーとして流布していった（川島1957：3–11）。また，明治政府は1871（明治4）年の戸籍法において，「家」を祖先より連綿と続く経営体，血縁共同体と位置づけることによって，祖先および血統の連続が重要であると位置づけ，戸主権を規定し，戸主となるものが家督を単独で相続すると規定することによって，国民の家族形態を方向づけ，その維持を図かった（*ibid.*：30–5）。

川島によれば，明治から敗戦までは，国家の制定した法や教育が，「『家』的家族制度」を近代国家公認のイデオロギーとし，家族秩序を規定し，人びとの生活にこのイデオロギーを強制していった。つまり，家族秩序の道徳は，個人の自発的な意思ではなく，近代国家権力によって人びとの生活に強制されて成り立っていたのである（川島1957：188–9）。前近代の村落共同体や親族組織の家族秩序を国家が国民的イデオロギーとした点，国家権力によって現実の生活の家族秩序を強制した点，近代的な国家法である明治民法が「『家』的家族制度」を国民の制度と規定した点から，川島は，明治以降の家族形態を近世の庶民の「家」とは非連続のものとしている。

ここで，注意しなければならないのが，川島の議論のなかの家族に関する近代的要素はふたつの側面にわかれていることである。一方は，民主的で，個人を尊重することが家族の近代的要素だとする点で，もう一方は「国家権力の道具」（川島1957：35）にまで高められた家族制度のイデオロギーが近代的要素を内包しているという点である。前者は敗戦前の権威主義的な家族と対比させるために示された「近代」である。後者の場合，川島は「近代的」とはっきりと銘打ってはいないが，大日本帝国という近代国家が家族制度イデオロギーを近代的な要素である法や学校教育において規定し，流布させることによって，家族集団を統制しようとしたとする川島の議論は，明治から敗戦までの家族を近代的に制度化された家族と位置づけているとみなせるのである。

上野の議論も明治民法や学校教育によって「家」が確立したとする。上野によると，日本の「伝統」とされる「家」は「明治政府の発明品」であり，民法制定，教育勅語などの明治政府の政策が「家」を形成した。この「家」制度は，前近代的な共同体規制から「家」を解放するために，近代国民国家に適合的な家族モデルとして形成されたという。上野は日本近代国家によって規定された「家」が「良妻賢母」や家族国家観のイデオロギーなど近代的要素を内包するものであるとした（上野1994：69–90）。

上野のもくろみは，「家」が「非歴史的で超時間的」（*ibid.*：95）な「伝統」ではなく，近代において構築されたイデオロギーであることを指摘すること，そして戦前戦後を通じて近代家族に固有な家父長制的抑圧性が一貫して続いていることを指摘することであった。現代において自明視される家族のあり方が近代において「創造」されてきたという指摘はフィリップ・アリエスに代表される欧米の社会史からの，また家父長制的抑圧への批判はマルクス主義フェミニズムからの影響がみてとれる（岡本2009）。さらに上野は，ホブズボームの「伝統の発明」というアイデアを引いて，「家」という家族形態が「伝統」というフィクションであったことを，つまり「不変の本質」という意味を付与されたものであったことを指摘して，これまでの多くの「家」研究を批判したのである。上野にとっての近代日本家族の「伝統」は，国家によって制定されたという点で「近代的な」フィクションなのである。

第二のタイプの議論は，明治期においてすでに家族の団らんや家族同士の情緒的なつながりに高い価値を置く新しい家族意識や，「家庭（ホー

ム）」という西欧的な家族のあり方が理想とされ，実践されていたことを論じたものである。牟田（1996 a）や小山（1999）によれば，明治20年頃から総合雑誌，評論誌で，「家庭」「ホーム」というタームが用いられ，夫婦や親子の愛情に満ちた「家庭」を理想とする記事が現れていた（牟田 1996 a : 51–77；小山 1999 : 29–66）。

明治期総合雑誌の分析にもとづく牟田の研究によれば，「家庭」を理想とする意識は，家督相続や家産の維持を目的とする家族制度を批判し，「家族間の愛情や安楽を優先させようとする態度であった」（牟田 1996 a : 70–1）し，すでに，明治30年代以降から，抑圧的，強制的な「家父長的家族とは質の違った，新しいタイプの家族のあり方が模索され」はじめていたのである（牟田 2006 : 78）。また，産業化が進行しはじめた明治20年代，それまでの親への孝行や権限を絶対とする家族のあり方は批判されるようになり，夫婦と子ども中心の情愛あふれる，欧米を理想的なモデルとした「家庭（ホーム）」が褒めたたえられるようになった（牟田 1996 a）。このような欧米の「近代家族」の特徴を理想とし，実生活でそれに影響を受けたのは都市の新中間層に限定されていた。産業化と都市化が進む明治末年から大正期には，このような層が新しい家族観念を実現する主役となったと牟田は指摘する（牟田 1995 : 198）。都市の新中間層とは，学歴を持ち，俸給を得て生活する人々とその家族のことを指す。

小山によれば，明治20年代後半以降，『家庭之友』，『婦人倶楽部』，『主婦之友』，『婦人公論』など「家庭」という言葉をタイトルに含めた雑誌，家庭論を多数掲載した雑誌などが次々と発行されていた。これらの雑誌では「家庭」とは何か，「家庭」はどうあらねばならないのか論じられていた（小山 1999 : 30）。小山は大正期の新中間層がこの「家庭」「ホーム」を受容し，実践していたことを明らかにした（小山 1999）。これらの雑誌は，少なくとも中等教育を受けて読み書きのリテラシーを身につけ，雑誌・新聞などを購読する経済的余裕を持ち合わせていた新中間層の女性を購読層とし，都市に暮らす新中間層の家族を対象にした記事や家庭小説を掲載していた（小山 1991 : 163；木村 1992 : 235）。

さらに，小山は，新中間層の妻たちは，夫の両親との同居を経験しない場合もあり，姑から嫁への家事や育児に関する知識の伝達が充分に機能していなかったことを指摘する。たとえ知識の伝達がうまくいっていたとしても，大家族をきりもりするための姑の知識は，核家族を形成して「家庭」を実践しなければならない新中間層の妻には役に立たなかった（小山 1999 : 40–1）。このようにして，新中間層は「家」のための旧い知識を捨てていった。彼らは新しい社会階層として地位を確立していく中で，「自らの家庭にふさわしい生活のあり方」を追求していくための知識に関心を向けていた（小山 1999 : 38）。さらに，大正期の新中間層の人びとは，たとえ従来と同じように親や仲人が選ぶ相手と結婚していても，結婚した後に入っていく家族のあり方を新しく変化させていた（小山 1991 : 101）。その新しい家族が新しい生活文化や家庭文化を模索し，近代家族の理念を実践していたのであると小山は主張する（小山 1999 : 261–7）。

本節でみてきたような，近代国家のイデオロギー性に注目する諸研究では，明治から戦前までの家族形態は，国家が創りだした「家」であり，それを支える心性が儒教的な「忠孝」であり，この「忠孝」を礎とする家族国家観だとみなされていた。1980年代半ば以降の諸研究では，明治末から戦前までの都市の新中間層の家族形態は，近代的＝西欧的な「家庭（ホーム）」であり，それを支える心性が夫婦と親子間の「情愛」だとみなされていた。

4　伝統と近代の複合性に注目する研究

4. 1　複合性を強調する研究

1990年代半ばから，明治から戦前までの家族形態が伝統性＝前近代性と近代性を併存させていたことを指摘する議論が浮上し，このような立場が優位になりつつある。

落合恵美子（1996）は上野の「『家』＝近代の発明」説を批判して，戦前だけでなく戦後の日本の家族には「家」的要素と「近代家族」的要素が併存していたと考えるべきだと主張する。落合は宗

門改帳など歴史的一次資料にもとづき（Kurosu & Ochiai : 1995），上野の歴史認識の誤謬を指摘し，明治以前の庶民には家は知られていなかった（上野 1994 : 69）という上野の断定を不適切であるとした（落合 1996 : 42）[6]。戦前の「家」が近代的イデオロギーであることを示した上野（1994）の議論は注目にあたいするが，二次資料にもとづいており，一次資料を用いた実証的な議論となっていないという限界を持つ。宗門改帳を用いて歴史人口学的に「家」を分析した落合の主張のほうが実証性と説得性を有しているといえよう。

落合は明治以降，「家」が近代的に再編され，近代家族的性格を持っていたことについては認めるものの，「その時代の日本家族の複雑な性格を解きほぐすためには，単純な割り切りや図式化は禁物である」（落合 1996 : 45）とする。落合は上野の「『家』＝『近代家族』一元論」を批判して，「家」と「近代家族」の「二元論の立場」をとる。その立場とは，日本の伝統的家族であるが明治政府によって形成されたとは断定できない「家」と，新たにもちこまれた「近代家族」の間にある複雑な相互作用を論じる「二元論」だという（*ibid.* : 43–4）。

牟田和恵（1996 a）も落合と同じように近代日本の家族の複合的な理解を重要だとみなしている。すでに述べたように，明治以降も武士階級をモデルとした民法家族制度によって，伝統的な「家」のあり方が維持されてきたというのが日本の家族をめぐる優勢な議論であった。しかし牟田は，明治政府の規定したイデオロギーのなかに，前近代的家族倫理を補完する西欧近代的家族意識をみいだしたのである。牟田は，西欧の場合と同じく産業化が進展し都市化が進む当時の日本で，家族の意識や実生活には西欧の「近代家族」の発生と類似した変化が起こっていたと指摘する（牟田 1995 : 198 ; 1996 b : 56, 60–8）。また，川島武宜が家族制度には封建的＝儒教的倫理が埋め込まれ，修身教科書には儒教的，家父長的な「家」イデオロギーが表出していたとみなしたのに対し（川島 1957），牟田は，明治から敗戦までの家族観が，封建的で儒教的要素と，西欧的で近代的な要素によって形づくられており，修身教科書には親子の情愛や「家庭」の理想化といった新しい家族意識も盛りこまれていたことを読み取ったのである（牟田 1996 a : 79–109）。

牟田によると，明治民法において戸主という存在ができて地域共同体や親族組織の規制から「家」が独立的になったという意味から，明治における「家」は「近代家族」の側面もあった（*ibid.* : 17）。同時に，牟田は「日本の家族は『家』型の伝統家族に近代的な家族特性がみられ，家族員の近代家族的心性に『家』を維持するメカニズムが内包されている。そこには『伝統家族』から『近代家族』へ，という単線的発展を見いだすことはできない」（*ibid.* : 22–3）とも指摘する。牟田によると，明治社会の制度的変革が社会全体の家族の位置づけを武士的な家族に変える一方で，明治期前半にはすでに修身教科書において家庭における夫婦や家族の情緒性，和合に積極的な価値付与があったことに，伝統と近代の併存がみいだされる（*ibid.* : 19–20）。

牟田はショーターやストーンなどの欧米の近代家族論と日本の近代家族を照らし合わせて考察している。これらの欧米の近代家族論は，外部社会から家族が独立し，夫婦・親子の情愛が緊密であることが近代的な家族の特徴であるとする。牟田は日本の近代家族は情愛という近代的な側面と外部社会に開かれた「家」という前近代的な側面を並列的に持ち，その一見矛盾する側面は構造的連関をなしていると指摘する。たとえば，日本の場合，母子の情緒的絆が存在する一方で，その母が「公」という外部世界や「家」そのものの規範を遵守する存在でもあり，母子の絆が「家」の破壊を不可能にしている（牟田 1996 a : 20–2）。

また牟田は，明治民法の「家」規定が「家」の維持にとって不十分であるという問題点[7]を指摘し，この問題点が「民法法典調査会の大勢が，かつての家族制度が崩れ，個人主義に移りつつある当時の社会状況を自覚し，そのような変化しつつある現状に相応した『家』を規定しようとした結果」であるとする（牟田 1996 a : 16）。このように，近年，明治民法の「家」においても伝統的要素と近代的要素が併存しているという見解が提示

されている[8]。

平井晶子（2008）は近世の「家」について歴史人口学的に分析し，前近代に東北で確立した「家」が日本の近代化を促す原動力になっていたことを示唆した。平井は近代国家によって日本の「家」制度が確立したという議論が，近世との比較という視点がないままに，近代における「家」の成立を結論づけていることを指摘している。そして，ピーター・ラスレットが精緻化した歴史人口学的分析方法によって人別改帳を分析し，19世紀初頭の東北農村に「家」が確立したことを明らかにし，その「家」の確立に「近代化の胎動」をみいだした。つまり，平井は「家」の確立が，近代的な側面を生み出すひとつの要素となっていたとみなすのである。

平井のいう近代的な側面とは，人口増加によって大量の労働力の産出が急激な工業化を導いたという「人口学的近代」という側面と，「家」の境界が明確になったことによって近親者とほかとが区別され，近親の親族関係の強化を導いたという親族関係の近代性という側面である。なぜ，東北地方の「家」の確立が「近代化の胎動」につながったのか。平井によれば，「家」の確立によって堕胎，間引きが減少した結果，それ以前の東北農村の「多産多死」や人口減少による世帯の不安定性が，安定した世帯へと変動し，人口すなわち労働力の増加につながったからである。また，世帯が不安定な社会では，家族という境界があいまいで，同族や親戚より広い範囲で権利義務関係が不安定な相互扶助がおこなわれていたのが，「家」の確立によって個人の所属とウチとソトの区別が明確化し，限定された範囲で安定的な相互扶助が行われるようになったからである（平井2008：199–205）。平井は実証的な歴史人口学の分析によって，今まで近代的要素と無縁だと考えられてきた，前近代の庶民の「家」にも，近代的要素の表出が認められるとしたのである。

本項までの伝統性と近代性の複合をめぐる議論に共通しているのは，明治以降の家族には伝統性＝前近代性が残存し，その形態と近代的な家族形態が複雑に結びついていたとする点である。これに加え牟田は，近代日本の家族には前近代的な価値と近代的な価値が相互に連関していたと論じる。また，平井は「前近代」における「家」の確立から「近代の『家』制度に現れた近代性（「近代家族」的要素）と伝統的要素の関係を考える補助線が準備された」（平井2009：14）と主張する。このような日本近代の家族を複合的にとらえる視点で，それらの相互の連関，相互作用を実証的に分析することは近代家族研究の今後の主要な課題であるといえる。

4.2　伝統性に注目する研究にみられる複合性

ストーンやショーターらに代表される欧米の社会史・家族史研究は，近代化のなかで夫婦や親子の愛情が歴史的に構築されたと指摘している。これらの研究に影響を受けている落合恵美子は，家族の社会史的研究における「近代家族」概念の特徴の整理[9]を行い，近代家族の諸特徴のひとつとして「家族員相互の強い情緒的関係」をあげている（落合［1985］1989：18）。

これらの研究以前になされた，1960年代までの議論の多くは，明治から戦前までの家族形態を伝統的な「家」と位置づけて，その近代性に無自覚であったが，それらの議論を再検討すると，家族成員の情緒的側面への言及をみいだすことができる。

明治から戦前までの「家」を議論した論者たちは，戦前家族に，このような家族員相互の情緒的な結びつきの存在を認めているといえる。たとえば，鈴木榮太郎は近代日本の家族に情緒的なつながりをみいだし，日本農村の社会生活を分析した『日本農村社会学原理』で農民を「夫婦親子の縁を感じ，義理や恩愛に心を躍らして居るありのままの人間」であるとし（鈴木［1930］1990：3），家族構成の原理を「男女の性的愛着」と認識している（*ibid.*：141）。川島武宜も民衆の家族に「人情的情緒的性質」をもつ「『たがいにむつみあう』横の協同関係」が存在していたとする（川島［1946］2000：13）。戸田貞三は家族が「夫婦，親子ならびにその近親者の愛情にもとづく人格的融合であり，かかる感情的融合を根拠として成立する従属関係，共産関係であ」り（戸田［1937］1982：48），明治から戦前までの家族はこの家族

の一般的特質と家長的家族の性質との二つの性質を備えているとした（*ibid.*：269–70）。これらの議論は，家族にある「情緒的関係」を普遍化しようとする論者の意図によってなされたものもある。しかし，ストーン，ショーター，落合らの近代家族研究を踏まえたならば，鈴木や戸田が普遍的なものとして位置づけ，川島が前近代の民衆固有のものとして位置づけた，家族の「情緒的紐帯」は，近代家族の特質と位置づけられる。

また，先述したように，川島は日本の家族制度を，親子や夫婦関係の「忠実」な関係をもつ「武士階級的家族制度」と，「人情的情緒的性質」にもとづく「横の協同関係」をもつ「民衆の家族制度」の二類型に分けた。そして，日本家族の階層的な「伝統形式」の二重構造が，近代的な家族国家観によってたくみに結合されていることを指摘した。（川島［1946］2000）。すなわち，このような武士の「封建的」道徳と，庶民の「種族共同社会」的信念は，近代的天皇国家を強化する家族国家観を強化するために結合されていたとするのである。修身教科書の儒教的な教義の目標は，親を尊重する身分にひきあげ，同時に天皇を本家の父として擬制することによって，家族関係における情緒的反応を天皇についても条件づけることであった。

したがって，「権威主義的な旧武士層の道徳を新たな権力支配の道具へと再編成」するために，規範意識に価値を置く武士の道徳と，情緒的反応に基礎をおく庶民家族の秩序が結合されたのである（川島 1957：41–4）。この結合が「天皇の臣民」=「天皇に愛護される赤子」というイデオロギーにつながっていくとするのである。つまり，階層で明確にわかれていたとされる家族の「伝統形式」の二重構造は，明治から敗戦までの家族制度イデオロギーにおいては複合的側面として家族国家観を支えていたということになる。

以上のように，社会史による近代家族の知見を踏まえたならば，前近代的家族における「情緒的紐帯」は西欧近代的なものとして位置づけることができ，ここから家族の複合的側面を見いだすことができる。ただし，この「情緒的紐帯」がはっきりと西欧近代的と位置づけられるかどうかは検証の余地があるといえる。

4.3　家族国家観をめぐる複合性

本項では，近代日本の家族に関する情緒的側面，つまり心性レベルの家族意識の複合性について，さらに焦点をあてて検討していこう。家族に関する情緒的側面の複合性は，明治の修身教科書において，「忠孝」という儒教的，伝統的な家族意識と，親子の対等な「情愛」という新しい家族意識としてあらわれていた。

川島武宜（1957）は明治の修身教科書，おもに明治25（1892）年以降の修身教科書と太平洋戦争中につくられた国民学校教科書を分析し，そこにあらわれる儒教的な「忠孝」について分析している。川島によれば，親に対する恭順，服従の義務である「孝」は徳川時代からみられ，儒教道徳の基礎であると同時に，家族道徳の基礎とされる。また，この「孝」は，「恩」に条件付けられるという。つまり，子の親への「孝」を義務とするのは，子が親から受けた「恩」を返さなければならないことが根拠になっている（川島 1957：88–9）。それだけでなく，親による配偶者の決定も「恩」として教えられている。明治27（1894）年の「小学修身教科書」に，子どもの養育の「恩」のほかに，「親の恩として重要なもの」として示されているのは次のようなことだと川島は説明している。「息子に嫁を『貰って』くれ，また娘をよめに『やって』くれる親の恩である。息子や娘は，結婚の自由をもたない。彼らは自分でその配偶者を決定することは許されない。そのかわりに親や家長によって結婚が決定されるということが，『恩』として教えられまた意識される」（*ibid.*：92–3）。

川島は昭和16（1941）年以降の国民学校教科書に「孝」の道徳の変化をみてとる。そこには，明治よりも「はるかに国家的統一の要求が出てきており」，その統一のために儒教的な「忠孝」の「家」中心的な道徳ではなく，「家をこえた・横の・人間相互の間の規範」と，「人類の自然の情」として，親への子の愛情が示されていた。川島によれば，この変化は国家をひとつの「家」として統一するために，「都市の小市民や下層農民」に

なじみやすい家族道徳を取り入れる必要から生じた。

牟田は，明治4（1871）年から大正7（1918）年に発行された修身教科書を分析している。その結果，明治初年から10年代半ばまでは，親だけでなく広い親族関係への「孝」が強調されたこと，10年代半ばから20年代半ばには親子の親しみへの言及がはじまる一方，忠孝一致の言説が登場したこと，明治20年代半ば以降には「恩や孝といった親と子の上下関係に基づく関係ではなく，親子が親しみあい家族が団欒を楽しむ親子の対等な情愛」が定着し，同時に天皇の臣民への関係がこの新しい家族意識を用いて表現され，「国の父母としての天皇・皇后の慈愛」，「天皇の父性的情愛が」繰り返し強調されていたことを明らかにした。つまり，修身教科書には，天皇と臣民の関係に，父と子のように互いに慈しむといった，家族の情愛が再現されていたのである（牟田1996a：91–107）。

川島を代表するそれまでの研究では，家族国家観のイデオロギーは「日本近代の天皇制支配を支え個人にとって抑圧的な装置として働き」，戦前の日本の「前近代性」の象徴として理解されていた（牟田1996a：80）。たとえば，修身教科書の儒教的な教義で重要となっていたのが儒教的な忠孝の教説であるという川島（1954）の示唆がそれにあたる。しかし，牟田は，修身教科書内に「親子が親しみあい」，「家族が団欒し楽しむ」様子，「親子の対等な情愛」を見いだし（*ibid.*：91），日本的「前近代的家族倫理」だけが家族国家観の支柱になっていたわけでなく，西欧近代的な「新しい家族意識」も家族国家観の興隆を補完する役割を果たしていたとした（*ibid.*：108–9）。

ここで注目すべきは，明治20年代半ば以降という同じ時代の修身教科書に川島は「孝」と「恩」をみいだし，（川島1957：88–89），牟田は「親子の対等な情愛」，「父母の愛や家庭の親しみ」（牟田1996a：91–107）をみいだしていることだ。つまり，同時代に同じ媒体のなかに，対立しうる2つの価値観が並列されていることである。この事実から「忠孝」という「家」の価値観と「情愛」という「家庭」の価値観が，単線的に切り替わっていないことが確認できる。

また親子の「情愛」をどのように位置づけるかについても両者で異なっている。川島は昭和16年以降の国民教科書にあらわれた「情愛」を「都市の小市民や下層農民」の人情的情緒的性質をもつ平等な横の協同関係を取り入れた結果だとし，とりたてて新しいものとみなしていないのに対し，牟田は明治20年代後半の修身教科書にあらわれる親子の「情愛」を「新しい家族イメージ」のなかに位置付けている。つまり，日本の共同体的な価値観と，欧米的な新しい価値観というように，この「情愛」に対して二つの解釈がなされているのである。

川島と牟田の間のこれらの違いは，第一に両者の問題関心の違い，換言すれば論敵の違いによろう。川島は戦前の日本国家の抑圧性，非民主性を明らかにすること，反動的イデオローグや「家」を自然発生的で国家政治とは切り離して論じようとする研究を論敵としていた。この目的のために川島は，国粋主義者たちが編集し，「皇祖皇宗」や忠孝一致の言説があらわれはじめた明治20年代半ばからの修身教科書を分析し，家族国家観につながるような「忠孝」を強調したのであろう。それに対し牟田は，明治には近代的家族はみられなかったとする一般的見解をくつがえすことに関心があった。その目的のために最初の修身教科書（明治4年発行）から丹念に「情愛」に関する言及をたどっていったと推測できる。

両者の違いは第二に，両者の研究背景にあると思われる。それは，「情愛」の位置づけの違いにあらわれている。牟田は1970年代の欧米の社会史，家族史の研究の蓄積に影響を受け，近代国民国家と家族の新しい心性への変容とが相互に連関していく社会変動を，日本にあてはめてみていくことを研究姿勢の基盤にしている。それに対し川島は，1970年代以前に研究を著し，村落共同体でのフィールドワークの経験をつんでおり，「民衆」の家族構造についての知見があった。このような違いが家族の情愛に関する二つの解釈を生んだとおもわれる。

戦後民主化の自負のもとに戦前を非民主的なものとして逆照射するという時代状況のなかでなさ

れた川島の研究は確かに，修身教科書の家族イメージに国家による抑圧をみいだす。それに対し，牟田は1970年代以降の欧米のフェミニズムや近代家族研究をとおしたまなざしのもとに修身教科書の家族イメージに近代性をみすえる。では当時の庶民は修身教科書の家族イメージにあらわれたこの複合的な情緒的側面をどのように受け止めていたのだろうか。家族をめぐるこのような心性は配偶者選択にとって決定的な重要性を持つだろう。配偶者選択の歴史社会学という観点から庶民の家族形態とその心性の実証的な分析の蓄積が必要であろう。

本節では，伝統と近代の複合性に注目する諸研究と，そのまなざしを通して伝統性に注目する諸研究を再検討し，そこにある複合的な側面に注目してきた。1990年代半ば以降の諸研究では，明治から戦前までの家族形態は，伝統的＝前近代的な「家」と，新しい西欧近代的な近代家族が並存していたとみなされていた。その家族形態を支える心性とは「忠孝」などの前近代的家族倫理と，「情愛」という新しい家族意識，あるいは前近代からの人情的情緒であった。伝統性を論じる諸研究も当時の家族に「強い情緒的関係」をみいだしていた。また，伝統性＝前近代性と近代性とは複雑に絡み合い，相互に作用し，連関していたことが示唆されていた。

5 まとめ

明治から戦前の家と家族についてのこれまでの諸研究を整理し概観してきた。その結果，当時の家族形態とその心性は①庶民層の伝統性を有した「家」とそれを支える「家の精神」や「人情的情緒」，②武士層の封建遺制である儒教的「家」とそれを支える「忠孝」の理念，③国家によってこの伝統的な「家」が近代的に再編された「家」とそれを支える「忠孝」の理念や家族国家観，④都市の新中間層の西欧近代的な「家庭」とそれを支える「情愛」という新しい家族意識などと位置づけられ，⑤これらの伝統性と近代性が複雑に絡み合い，相互に作用していたことがわかった。そして，明治から戦前までの家族形態と心性が少なくとも一枚岩的ではないとの仮説をえた。また，それが，前近代性から近代性へと単線的に切り替わっていないという見通しをえた。

ただし，諸研究の知見の違いは，分析の対象や方法，問題関心や理論的背景の違いによってもたらされたことは事実である。1930年代から1960年代の民俗学や農村社会学の系譜に連なる諸研究は前近代的な庶民の家をあつかい，敗戦後の1940年代半ばの研究は民主化のための啓蒙的視点によって非民主的＝伝統的「家」を問題とし，1950年代の末からこの視点は近代国家が創りだした「家」の抑圧性を問題としていった。1980年代半ばから欧米の心性史的家族史研究，歴史人口学，フェミニズムの影響を受けた研究がなされ，それらは創られた「伝統」としての「家」を問題とし，西欧近代的な「家庭」が登場したことを示し，さらに1990年代半ば以降にこの伝統性＝前近代性と近代性の議論をふまえて，その複合性を実証的に示していったのである。

しかし，明治から戦前の家族の複雑な性格をより深く理解するためには，伝統性＝前近代性か近代性かどちらかという単純な図式化をせず，論点の違いによってそれぞれの議論を切り離して考える傾向を捨て，また本稿でみてきた諸研究の知見を総合的に取り入れていくべきだろう。明治から戦前には複数の家族形態と心性のパターンが存在する可能性を念頭に置き，伝統性＝前近代性と近代性はどのように相互に作用していたのか，どのような葛藤を生んでいたのだろうかという問題を検証するために，実証的な分析を積み重ねる意義は大きい。

配偶者選択は社会的文化的に水路づけられており，組織の再編にとって重要な問題である。そのため，本稿では配偶者選択の動機づけになる家族形態やその心性をとらえ，それが複合的性格，つまりこれは伝統的，これは近代的と割り切れない側面を有していることをみてきた。この伝統性と近代性の複合という視点は，明治から戦前までの配偶者選択の歴史を再考する余地があることを示唆しているといえる。なお，次稿では，明治から戦前までの配偶者選択に関する既存研究の検討と，その問題点を探っていく。

註

(1)『新社会学辞典』には「見合結婚／恋愛結婚」の項目があり，「わが国の結婚の形態は，従来，見合結婚が中心であったが，1960年代から恋愛結婚中心になった」（森岡ほか1993：1388）とある。『事典家族』には「恋愛結婚」の項目があり，「日本では，恋愛結婚の理念は明治期に輸入されたが，一般化したのは戦後の高度成長期であり1960年代半ばに，恋愛結婚が見合い結婚を上回ったと推定される」（比較家族史学会1996：873）とある。『岩波女性学事典』には「恋愛結婚イデオロギー」の項目があり，「日本では，明治中期に『女学雑誌』などを通じて西欧の恋愛結婚が紹介され，都市の知識層のあいだで恋愛結婚を肯定的に捉える動きもあったが，“家”制度の壁に阻まれて一般に浸透するには至らなかった。戦後改革による“家”制度の廃止と民主主義思想の普及によって，恋愛結婚正統化の基盤がようやく成立。その後，核家族の増加に伴って恋愛結婚が普及し，マイホーム主義と重なり合いつつ，恋愛結婚イデオロギーもマスメディアを通じて定着していった」とある（井上・上野ほか2002：488）。

(2)「家」の定義をめぐる研究史の整理，「家」がいかに生み出されたのか，「家」とはなにかについては，平井晶子（2008）に詳しい。平井は人別改帳をもとにした歴史人口学的分析と，個人のライフコース分析を応用した定量的方法によって，「家」が生成するプロセス，およびメカニズム，「家」確立が個人にとってどのような意味があったのかをあきらかにしている。

(3) ただし，戸田（[1937] 1982；[1944] 1990）と鈴木（[1930] 1990）の場合は，調査，発表されたのが敗戦前であったため，戦後の民主化については言及していない。

(4) 戸田によると，「家長的家族には家族員に対する家長の支配権，祖先崇拝，家系の尊重，家族的伝統の尊重，職業の世襲，家督相続，継嗣の選択，養子の設置家族的統制に従わうものに対する排除作用（勘当，除籍），婿入，または嫁入の方法による通婚等のごとき生活形式が多分にあらわれやすくなっているが，これらの生活形式はすべて各自の家族団体を子孫を通じて永続せしめんとする要求にもとづいているものである」（戸田［1937］1982：244）。

(5) 庶民（農民）に関する「家」概念の整理は平井に詳しい（平井2008：3–20）。

(6) 上野の「厳密に排他的な父系直系家族は，なるほど明治以前に武士階級の間には見られたが，庶民には知られていたかった」という議論に対して，落合は「そもそも『厳密に排他的な父系直系家族』など武士の間にも無かったし，『姉家督』は『母系相続』と紹介しているもの誤りで」あると指摘する。落合は徳川時代の農民の間にも家意識が存在していたことをKurosu and Ochiai（1995）から引いて，上野の「家」=「近代家族」という一元論を批判している（落合1996：42–3）。

(7) その問題点とは以下の3点である。「(1) 財産の主体がすべて個人で家産が認められていないので『家』の維持が明確に打ち出されていない，(2) 個人主義に基づく親権制度を認め，親子としての権利－義務の関係に立たせているから，日本の道徳の基礎である孝道と調和しない，(3) 戸主権の内容は家族の婚姻，養子縁組，転籍に際しての同意権に過ぎず，家族が戸主の同意を欠く届け出をしても戸籍吏はそれを受理しなくてはならない責任があり，受理された以上婚姻，養子縁組は有効である」（牟田1996 a：16）。

(8) 1980年代以前にも明治民法複合論があった。たとえば，川島が明治民法の規定した家族制度が武士的家族に由来すること，また「ヨーロッパ流の家族法」ではないことを強調した（川島1957：45）。しかし，村上泰亮らは明治民法に規定された「家」の複合的な側面を指摘し，徳川社会の「イエ」という旧来の伝統的家族と，「ヨーロッパ的な個人主義的財産権・家族制度との混淆体であった」としている（村上・公文・佐藤1979：462）。

(9) 整理された理論的モデルとして「近代家族」の特徴とは，①家内領域と公共領域との分離，②家族構成員相互の強い情緒的関係，③子ども中心主義，④男は公共領域・女は家内領域という性別分業，⑤家族の集団性の強化，⑥社交の衰退とプライバシーの成立，⑦非親族の排除，（⑧核家族）である。落合も注意しているように，ここに述べる「近代家族」の特徴は，あくまで理念型的な特徴であって，「近代家族」の定義ではない（落合1996：26）。

文献

Ariès, P., 1960, *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Édition du Seuil.（＝1980，杉山光信・杉山恵美子訳，『〈子供〉の誕生――アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房.）

有賀喜左衛門, [1960] 1970,「家族と家」『有賀喜左衛門著作集 9』未来社, 17–51.
有賀喜左衛門, [1965] 1971,「家の歴史」『有賀喜左衛門著作集 11』未来社, 11–225.
井上輝子・上野千鶴子ほか編, 2002,『岩波女性学事典』岩波書店.
上野千鶴子, 1994,『近代家族の成立と終焉』岩波書店.
岡本朝也, 2009,「家族の起源」野々山久也編『論点ハンドブック――家族社会学』世界思想社, 3–6.
落合恵美子, 1996,「近代家族をめぐる言説」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『〈家族〉の社会学　岩波講座現代社会学 19』岩波書店, 23–53.
落合恵美子, [1985] 1989,『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
川島武宜, [1946] 2000,「日本社会の家族的構成」『日本社会の家族的構成』岩波書店, 1–30.
川島武宜, [1954] 2008,『結婚』岩波書店.
川島武宜, 1957,『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店.
木村涼子, 1992,「婦人雑誌の情報空間と女性大衆読者層の成立――近代日本における『主婦之友』役割の形成との関連で」『思想』岩波書店, 812, 231–52.
小山静子, 1991,『良妻賢母という規範』勁草書房.
小山静子, 1999,『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房.
喜多野清一, [1965] 1976,「日本の家と家族」『家と同族の基礎理論』未来社, 85–168.
Shorter, Edward, 1975, The Making of the Modern Family, New York : Basic Books (＝1991, 田中俊宏・岩崎誠一・見崎恵子・作道潤訳『近代家族の形成』昭和堂.)
鈴木榮太郎, [1930] 1990,『日本農村社会学原理「家族・婚姻」研究文献選集 10』クレス出版.
Stone, Lawrence. 1979, The Family, Sex, and Marriage in England, 1500–1800. Abridged and Revised Edition, Harmondsworth, Pelican Books. (＝1991, 北本正章訳『家族・性・結婚の社会史――1500～1800年のイギリス』勁草書房.)
戸田貞三, [1944] 1990,『家と家族制度「家族・婚姻」研究文献選集 15』クレス出版.
戸田貞三, [1937] 1982,『家族構成　叢書名著の復興 12』新泉社.
中里英樹, 2001,「歴社会学的アプローチ」野々山久也・清水浩昭編著『家族社会学研究シリーズ⑤　家族社会学の分析視角――社会学的アプローチの応用と課題』ミネルヴァ書房, 64–81.
比較家族史学会, 1996,『事典　家族』弘文堂.
平井晶子, 2008,『日本の家族とライフコース――「家」の生成の歴史社会学』ミネルヴァ書房.
平井晶子, 2009,「『家』制度」野々山久也編『論点ハンドブック――家族社会学』世界思想社, 11–4.
福島正夫編, 1959,『戸籍制度と「家」制度――「家」制度の研究』東京大学出版会.
正岡寛司, 1989,「コメント 1――過渡期の家族社会学」家族社会学セミナー編『家族社会学研究』1, 81–5.
牟田和恵, 1995,「現代の家族」宮島喬編『現代社会学』有斐閣.
牟田和恵, 1996 a,『戦略としての家族――近代日本の国民国家形成と女性』新曜社.
牟田和恵, 1996 b,「日本型近代家族の成立と陥穽」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『〈家族〉の社会学　岩波講座現代社会学 19』岩波書店, 55–74.
牟田和恵, 1999,「川島武宜『日本社会の家族的構成』一九八四年」筒井清忠編『日本の歴史社会学』岩波書店, 123–33.
牟田和恵, 2006,『ジェンダー家族を超えて――近現代の生／性の政治とフェミニズム』新陽社.
村上泰亮・公文俊平・佐藤誠二郎, 1979,『文明としてのイエ社会』中央公論社.
望月嵩, 1972,「配偶者選択と結婚」福武直監修・森岡清美編『社会学講座 3　家族社会学』東京大学出版会, 37–62.
森岡清美・塩原勉・本間康平編, 1993,『新社会学辞典』有斐閣.
Kurosu, Satomi and Ochiai, Emiko, 1995, "Adoption as Heirship Strategy under Demographic Constraints", Journal of Family History, 20(3), 261–288 : 20–3.